

3 本会議決議

審議表

| 番号 | 件名 | 提出者 | 提出月日 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 備考 |
|----|------------------------|---------------|-------------|-------|-------|-------------------|----|
| 1 | 国民読書年に関する決議案 | 西岡 武夫君 外6名 | 20. 6. 5 | | | 20. 6. 6 可決 | |
| 2 | アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案 | 西岡 武夫君 外6名 | 20. 6. 5 | | | 20. 6. 6 可決 | |
| 3 | 厚生労働委員長岩本司君解任決議案 | 衛藤晟一君 外1名 | 20. 6. 5 | | | 20. 6. 6 否決 | |
| 4 | 内閣総理大臣福田康夫君問責決議案 | 輿石 東君 外20名 | 20. 6.11 | | | 20. 6.11 可決 | |

可決したもの

平成20年6月6日

国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。1999年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに2005年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の10分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、2010年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

平成20年6月6日

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

昨年9月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。

我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない。

すべての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が21世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。

特に、本年7月に、環境サミットとも言われるG8サミットが、自然との共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。

政府は、これを機に次の施策を早急に講ずるべきである。

- 一 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。
- 二 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聴きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。

右決議する。

平成20年6月11日

内閣総理大臣福田康夫君問責決議

本院は、内閣総理大臣福田康夫君を問責する。

右決議する。

理 由

「平成のうばすて山」とさえ呼ばれている後期高齢者医療制度がスタートして2ヶ月あまり、廃止すべきだとの声は、日本中に満ち満ちている。しかし、福田総理は、表面的な手直しだけで、廃止について拒否し続けている。参議院で可決し、衆議院に送付した後期高齢者医療制度廃止法案も、衆議院での与党の絶対多数の数の暴力により、審議さえ出来ない状況が続いている。

問責の理由は、それだけではない。もの皆上がる「値上げの春」、国民にとって4月1日からのガソリン値下げは唯一明るいニュースだった。しかし、福田総理には、国民の痛みがわからず、与党政治家・官僚の利益を優先し、原油高から国民生活を守れという声を無視する対応をした。見逃すことのできない失政と言わざるを得ない。

ガソリンの暫定税率を復活させる法案について、参議院での結論が出ないうちに、政府与党は、衆議院で、憲法第59条第2項の再議決の規定を濫用し、3分の2で再可決した。二院制の一翼を担い直近の民意を反映している参議院に対するこれ以上の侮辱はない。もしここで私たちが総理の問責決議案を提出しなければ、我々自身が参議院の権威をおとしめたことになってしまう。

自民党の参議院選挙の公約だった「宙に浮いた年金記録5,000万件の解決」。期限の3月末までに解決されたのはこの中の1割にも満たない。その上で、「公約と誤解した国民が悪い」とばかりの言い訳に終始。このような公約違反は当然、問責決議に値する。さらに、保険料を支払ったのに記録が残っていない「消えた年金問題」も含めて、政府の無策の中、混乱と不安が広がっている。

総理に就任して9ヶ月余りがすぎた。当初60%を超える高い支持率をもって迎えられたものの、

現在は20%を割る低空飛行。「なにをしたいのかさっぱりわからない」という評価が定着し、福田総理はもはや国民に見放されている。

ここに至っては、即刻内閣総辞職するか、または解散・総選挙で国民の信を問うか、いずれかを選ぶべきであり、ここに福田内閣総理大臣の問責決議を提出する。